

○東総地区広域市町村圏事務組合の財産の交換、 譲与、無償貸付等に関する条例

平成 30 年 2 月 22 日
条 例 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 東総地区広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）の財産の交換、譲与、無償貸付等に関しては、この条例の定めるところによる。

(普通財産の交換)

第 2 条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを他の同一種類の財産と交換することができる。ただし、その価額の差額が、いずれか高いものの価額の 4 分の 1 を超えるときは、この限りでない。

- (1) 組合において公用又は公共用に供するため、他人が所有する財産を必要とするとき。
- (2) 国又は他の公共団体その他公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため、組合の普通財産を必要とするとき。

2 前項の規定により交換する場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。

(普通財産の譲与又は減額譲渡)

第 3 条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲り渡すことができる。

- (1) 国又は他の公共団体その他公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため、普通財産を譲り渡すとき。
- (2) 国又は他の公共団体その他公共的団体が維持及び保存の費用を負担した公用又は公共用に供する財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内で当該団体に譲り渡すとき。

(3) 公用又は公共用に供する公有財産のうち、寄附に係るものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を当該寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲り渡すとき。

(4) 公用又は公共用に供する公有財産の用途に代わるべき他の財産の寄附を受けたため、その用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を寄附を受けた財産の価額に相当する金額の範囲内において、当該寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲り渡すとき。

(普通財産の無償貸付け又は減額貸付け)

第4条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

(1) 国又は他の公共団体その他公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。

(2) 普通財産の貸付けを受けた者が地震、火災、水害等の災害により当該財産を使用の目的に供し難いと認めるとき。

(物品の交換)

第5条 物品に係る経費の低減を図るため、特に必要があると認めるときは、物品を組合以外の者が所有する同一種類の動産と交換することができる。

2 第2条第2項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(物品の譲与又は減額譲渡)

第6条 物品は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲り渡すことができる。

(1) 公益上の必要に基づき、国又は他の公共団体その他公共的団体又は私人に物品を譲り渡すとき。

(2) 公用又は公共用に供するため寄附を受けた物品又は工作物のうち、その用途を廃止した場合には、当該物品又は工作物の解体若しくは撤去により物品となるものを寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲り渡すことを寄附の条件として定めたものを、その条件に従い譲り渡すとき。

(物品の無償貸付け又は減額貸付け)

第7条 物品は、公益上必要があるときは、国若しくは他の公共団体その他公共的団体又は私人に無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。